

## 千歳市競争入札参加資格事務取扱規程

平成 14 年 12 月 18 日

訓 令 第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるもののほか、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、市が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加しようとする者の資格に関し必要な事項を定めるものとする。

(資格審査の対象等)

第 2 条 競争入札の参加に係る資格審査(以下「資格審査」という。)の対象とする契約の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事の請負
- (2) 設計業務等の請負
- (3) 物品の購入、製造、修繕、改造、賃借及び売払い
- (4) 業務の委託

2 前項第 2 号及び第 3 号の資格審査の対象とする業種は、別表第 1 に掲げるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その都度定めることができる。

(資格の要件)

第 3 条 次の各号の一に該当する者は、資格審査の申請をすることができない。

- (1) 政令第 167 条の 4 第 1 項(政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に該当する者
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項(政令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札への参加を排除されている者
- (3) 本市の市税を滞納している者
- (4) 消費税又は地方消費税を滞納している者
- (5) 営業に関し法令上必要とする許可、免許、登録等の資格を有しない者
- (6) 市長が競争入札の参加者として不相当であると認められた者

(資格審査の申請)

第 4 条 資格審査を受けようとする者は、千歳市競争入札等参加資格審査申請書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 千歳市競争入札等参加資格審査申請書付表(第 2 号様式)
- (2) 登記簿謄本(法人のみ)
- (3) 代表者身元証明書(個人のみ)
- (4) 営業証明書(個人のみ)
- (5) 財務諸表(法人のみ)
- (6) 確定申告書の写し(個人のみ)
- (7) 使用印鑑届(第 3 号様式)
- (8) 年間委任状(受任者のある場合のみ)
- (9) 本市の市税に関する納税証明書

- (10) 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - (11) 官公需適格組合証明書の写し（当該証明を受けている法人のみ）
  - (12) その他市長が必要と認める書類
- 2 第2条第1項第1号に係る資格審査には、前項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 工事経歴書
  - (2) 有資格者等名簿（第4号様式）
  - (3) 総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年7月28日省令第14号）第21条の4の通知書をいう。）の写し
  - (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可の通知書又は当該許可に係る証明書の写し
  - (5) 前号の許可を受ける際に提出した許可申請書別表の写し
  - (6) 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し
- 3 第2条第1項第2号に係る資格審査には、第1項に掲げる書類のほか、第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、第4号から第6号までに掲げる書類を提示しなければならない。
- (1) 業務等経歴書（第5号様式）
  - (2) 有資格者等名簿
  - (3) 登録証明書・現況報告書の写し
  - (4) 1年以上前から営業していたことを証する契約書又は請書
  - (5) 審査基準日の直前1年間に事業高があったことを証する契約書又は請書
  - (6) 従業員の賃金台帳（個人のみ）
- 4 第2条第1項第3号に係る資格審査には、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては当該許可、免許、登録等に係る証明書の写し
  - (2) 取扱メーカー等一覧表（第6号様式）
- 5 第2条第1項第4号に係る資格審査には、第1項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 業務等経歴書
  - (2) 有資格者等名簿（市長が定める業務に限る。）
  - (3) 営業に関し、法令の規定に基づく許可、免許、登録等を必要とするものにあつては当該許可、免許、登録等に係る証明書の写し
  - (4) 機械器具等保有調書（市長が定める業務に限る。第7号様式）
- （資格審査及び決定等）
- 第5条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、資格の有無を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定に基づく資格審査の結果、申請者が参加資格を有すると決定したときは、千歳市競争入札参加資格決定通知書（第8号様式）により当該申請者に通知するとともに、競争入札資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録するものとする。
- （資格審査申請の受付及び有効期間等）

第6条 資格審査の申請の受付は隔年とする。ただし、受付をした年の翌年（以下「中間年」という。）において、受付をすることを妨げない。

2 前項の規定により申請した者の参加資格の有効期間は、登録した年の4月1日から2年間とする。ただし、中間年において、追加の受付をする場合における参加資格の有効期間は、登録した年の4月1日から1年間とする。

3 第1項の規定による受付に係る受付期間、受付場所その他必要な事項は、政令第167条の5第2項（政令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）に規定する公示の附帯事項とする。

（申請事項の変更届等）

第7条 資格者名簿に登録された者（以下「資格者」という。）は、別表第2に掲げる事項に変更があったときは、千歳市競争入札参加資格変更届（第9号様式）に同表に掲げる書類を添付し、速やかに市長に届出なければならない。

2 資格者は、次の各号の一に該当することとなったときは、直ちにその旨を市長に届出なければならない。この場合において、必要に応じて事実を証する書類を添付しなければならない。

（1）第3条各号に該当することとなったとき。

（2）死亡（法人においては解散）したとき。

（3）営業停止命令を受けたとき。

（4）営業の休止、再開又は廃止をしたとき。

（5）金融機関に取引を停止されたとき。

（6）官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。

（資格の再審査）

第8条 市長は、資格者が次の各号の一に該当したときは、当該資格者の申請に基づき、再審査の上、当該資格に関する事項を変更することができる。

（1）資格者の営業が相続、合併、譲渡又は会社分割により移転されたとき。

（2）中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格者で、その構成員（資格者である者に限る。）に変更があったとき。

（3）企業組合又は協業組合である資格者で、その構成員に変更のあったとき。

2 前項の申請に当たっては、千歳市競争入札参加資格変更審査申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

3 前項の場合において、変更内容が第1項第1号の規定に該当するものであるときは、別表第3に掲げる書類を添付しなければならない。

4 市長は、第1項の規定に基づき資格に関する事項を変更したときは、速やかに資格者名簿を整理するものとする。

（競争入札参加の排除）

第9条 資格者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため競争入札に参加させないこととする期間は、別表第4の競争入札参加排除基準による。

（資格の消滅等）

第10条 資格者が次の各号の一に該当したときは、当該資格者の資格は消滅する。

（1）政令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。

（2）政令第167条の4第2項各号の一に該当し、競争入札への参加を排除されたとき。

(3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合において、当該許可、免許、登録等の取消しがあったとき。

(4) 政令第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき市長が定める資格要件を欠くこととなったとき。

2 市長は、前項の規定により資格者の資格が消滅したときは、当該資格者に対し、その旨を文書をもって通知するものとする。

3 第 8 条第 4 項の規定は、第 1 項の規定により資格者の資格が消滅した場合について準用する。

(内部協議)

第 11 条 市長は、第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の業務に係る資格者について、政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札への参加を排除しようとするときは、千歳市建設工事請負業者選定及び指名基準に関する規程(平成 3 年千歳市訓令第 3 号)第 2 条の千歳市建設工事請負業者指名委員会に審議させることができる。

(補則)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者の参加資格に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 14 年 12 月 18 日から施行する。

(競争入札参加資格関係事務処理要綱及び千歳市物品購入等及び業務委託競争入札参加資格審査の取扱いに関する規程の廃止)

2 競争入札参加資格関係事務処理要綱(昭和 52 年千歳市訓令第 3 号)及び千歳市物品購入等及び業務委託競争入札参加資格審査の取扱いに関する規程(平成 12 年千歳市訓令第 12 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際、現にこの訓令による廃止前の競争入札参加資格関係事務処理要綱第 2 条の規定及び千歳市物品購入等及び業務委託競争入札参加資格審査の取扱いに関する規程第 6 条第 2 項の規定により受けている登録については、その有効期間内に限り、なお従前の例による。

附 則(平成 16 年 12 月 30 日訓令第 12 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の千歳市競争入札参加資格事務取扱規程第 6 条第 2 項の規定により受けている登録については、その有効期間内に限り、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 12 月 15 日訓令第 10 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 18 年 12 月 25 日から施行する。

(施行期日)

1 この訓令は、平成 20 年 12 月 5 日から施行する。